

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 (案)について

○基本指針の概要

介護保険法第118条において、都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

【基本指針の記載事項】

- ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準
- ・ 市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

○基本指針の改正に係る国の動き

- ・ 平成29年6月21日 社会保障審議会 介護保険部会にて文案の検討
- ・ 平成29年7月3日 全国介護保険担当課長会議にて各自治体に文案の提示
- ・ 平成29年10月頃(予定) 告示

【基本指針の改正案について】

○改正の経緯

- ・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布)
- ・ 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)
- ・ 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(平成28年12月26日一部改正)
- ・ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)等

○改正案の主な内容

● 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

● 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

● 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

● 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

● 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

(参考)基本指針の構成

前文

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- ① 地域包括ケアシステムの基本的理念
- ② 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
- ③ 医療計画との整合性の確保
- ④ 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- ⑤ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- ⑥ 介護に取り組む家族等への支援の充実
- ⑦ 認知症施策の推進
- ⑧ 高齢者虐待の防止等
- ⑨ 介護サービス情報の公表
- ⑩ 効果的・効率的な介護給付の推進
- ⑪ 都道府県による市町村支援等
- ⑫ 市町村相互間の連携
- ⑬ 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1. 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ① 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ② 要介護者等地域の実態の把握
- ③ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ④ 平成37年度の推計及び第7期の目標
- ⑤ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ⑥ 日常生活圏域の設定
- ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ その他

2. 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- ① 日常生活圏域
- ② 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ③ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ④ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

3. 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- ① 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- ② 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ③ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- ④ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ⑤ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- ⑥ 市町村独自事業に関する事項
- ⑦ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

1. 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- ① 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ② 要介護者等の実態把握
- ③ 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- ④ 市町村への支援
- ⑤ 平成37年度の推計及び第7期の目標
- ⑥ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ⑦ 老人福祉圏域の設定
- ⑧ 他の計画との関係
- ⑨ その他

2. 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- ① 老人福祉圏域
- ② 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ③ 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定

3. 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- ① 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
- ② 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- ③ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- ④ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑤ 介護サービス情報の公表に関する事項
- ⑥ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

基本指針の改正案について(本文抜粋)

●高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

市町村の保険者機能・都道府県の保険者支援機能を強化することが重要であり、県が行う市町村支援の取組・目標を計画に盛り込む。

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進【新設】

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。このため、2017年(平成29年)の法改正により、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされた。(後略)

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

3(一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定【新設】

(前略)市町村の取組への支援として、都道府県は、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等の状況が様々であることを踏まえつつ、広域の地方公共団体としての特性を活かした取組を行うことが重要である。
このため、例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供、②地域包括ケア「見える化」システムを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、③市町村職員等に対する研修の実施、④地域ケア会議へのリハビリテーション専門職種等の派遣等に関する都道府県下の関係機能団体との調整、といった取組が考えられる。これらに限らず、**地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について介護保険事業支援計画に盛り込むこと。**
これら目標については都道府県による様々な取組の達成状況を評価できるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めること。なお、こうした取組は、適正なサービスの利用の阻害につながらないことが大前提であることに留意する必要がある。

●「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる社会を実現するため、地域福祉支援計画と調和を保つ。

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

(前略)また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、これまでも、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきているが、**地域共生社会は、同様の考え方を発展させ、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会として、その実現を目指すものである。【追加】**

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

8(四) 都道府県地域福祉支援計画との調和

(前略)特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要がある。
このため、**都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものとする。**その際、都道府県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置づけられていることに留意すること。【一部追加】

●平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

都道府県・区市町村の医療・介護担当者や関係機関を交えた「協議の場」を通じ、地域医療構想を踏まえた、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保する

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

三 医療計画との整合性の確保【新設】

平成30年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成・見直しのサイクルが一致することとなる。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要である。このため、**都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。**

当該協議の場においては、例えば、各都道府県において**地域医療構想（医療法第30条の4第2項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）が策定されていることも踏まえつつ、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保することが重要である**ことから、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護のサービスの見込量と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、必要な事項についての協議を行うことが重要である。

●介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・養介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組が重要である。

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

六 介護に取り組む家族等への支援の充実【新設】

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあった。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、**多くの家族は何らかの心理的な負担や孤立感を感じており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強い。**

また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされている。こうした点を踏まえ、現在、各市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、**家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。**

八 高齢者虐待の防止等【新設】

（前略）養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障害・疾病」となっており、**主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要である。**また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、**介護事業者等に対して、養介護施設従事者等への研修やストレス対策を適切に行うよう求めることが重要である。**

●「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握した上で、必要な介護サービスの取組や見込量を定める。

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

2(三) 調査の実施

(前略)また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連合等における複数の市町村による共同実施については、その取組等を盛り込むよう努めるものとする。また、都道府県においては、管内市町村や広域連合等において各種調査等の実施が円滑に進むよう、必要に応じて助言や広域的な支援等を行うことが重要である。

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。その際には、市町村介護保険事業計画作成委員会等の場において、幅広い関係者と十分に議論することが重要である。(後略)【一部改正】